

国家公務員共済組合制度について

令和 6 年 1 1 月 2 7 日
財務省主計局給与共済課

国家公務員共済組合制度の概要

1 目的

国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその家族を対象として、短期給付（医療保険）事業、長期給付（年金保険）事業及び福祉事業を総合的に行うことにより、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに公務の能率的運営に資することを目的とする。

2 事業内容

① 短期給付事業

民間被用者が加入している健康保険制度に相当する公的医療保険事業（療養の給付等）及び雇用保険制度における育児休業給付及び介護休業給付に相当する給付に係る事業を行っている。

② 長期給付事業

厚生年金保険制度における実施機関に位置付けられるとともに、民間の企業年金に相当する退職等年金給付事業を行っている。

③ 福祉事業

組合員等の福祉の増進に資するため、医療施設及び宿泊施設の設置・運営並びに組合員等に対する健康検査等の保健事業、臨時の支出に対する貸付け等の福祉事業を行っている。

3 実施主体

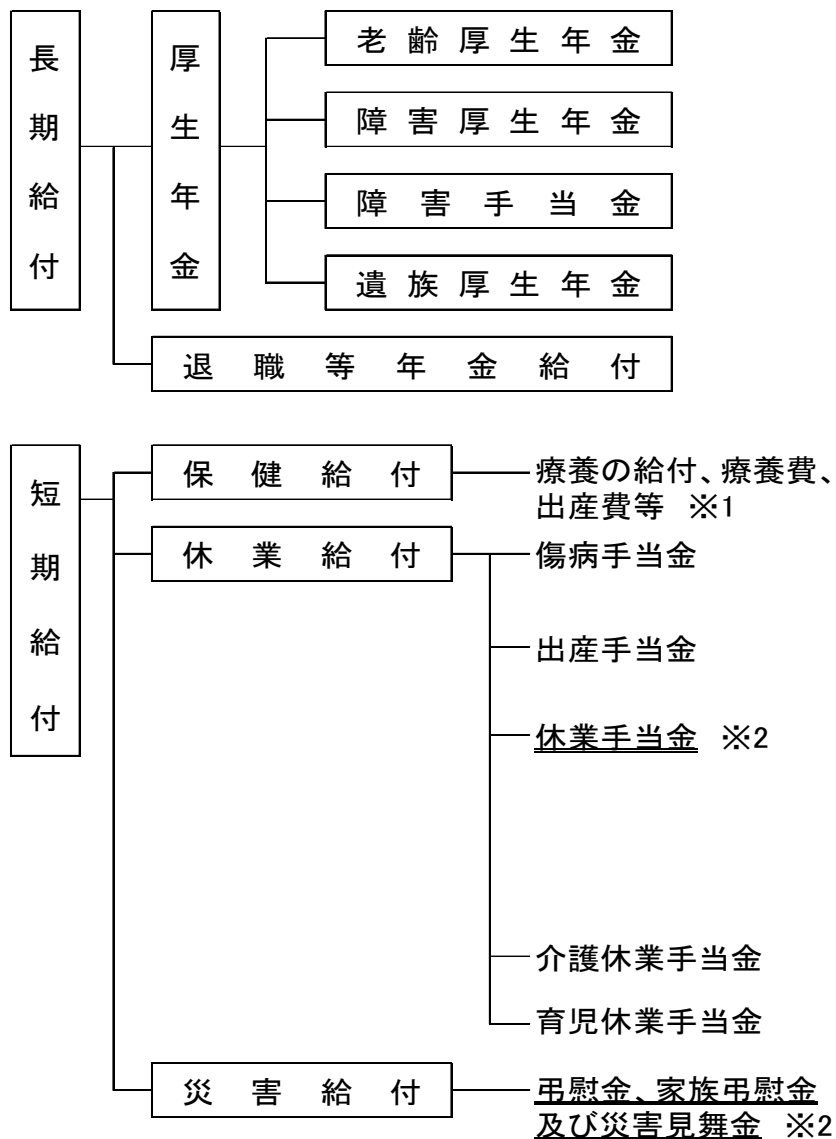
- 国家公務員共済組合連合会（長期給付及び福祉事業）
- 各府省ごとに設けられた国家公務員共済組合（短期給付及び福祉事業。現在 20 組合）

4 組合員数(短期適用)

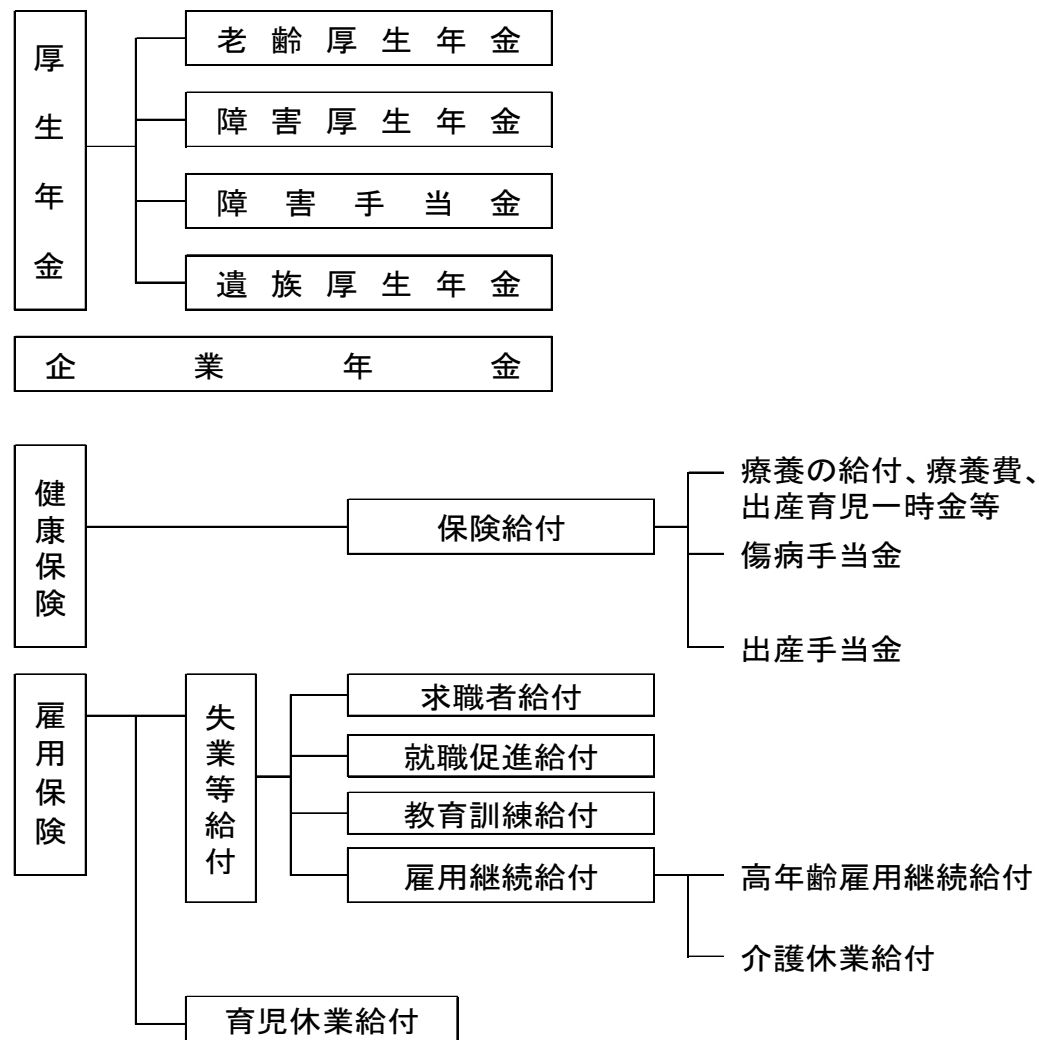
約 138 万人（令和 5 年度末現在）

公務員と民間被用者の社会保険の適用

[公 務 員]



[民 間 被 用 者] (民間サラリーマン)



※1 具体的には、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費、家族出産費、埋葬料及び家族埋葬料がある。

※2 二重下線の給付は、民間においては制度化されていない。

今後に改正が予定される国家公務員共済組合法令の項目

共済組合員証廃止への対応

改正の趣旨

健康保険証の原則廃止（令和 6 年12月 2 日施行）に合わせ
共済組合員証を原則廃止（国共済法施行規則を改正）

- 組合員証に係る規定を削除
令和 6 年12月 2 日以後は組合員証を発行しない。
ただし、経過措置として、同日前に既に組合員証の発行を受けている者については、その資格に変動がない限り、同日以後 1 年間（令和 7 年12月 1 日まで）は有効。被扶養者証も同様。
- 資格確認書を新設
マイナンバーカードを所持しない者や、マイナ保険証を利用しない者等に対しては、本人からの申し出により、別途、資格確認書を発行し、保険医療機関等において受診できるように対応。
- マイナ保険証の利用促進に向けた取組み
各共済組合及び事業主としての各省庁等に対し、職員（組合員）等に対するマイナンバーカード取得勧奨、マイナ保険証の利用勧奨等への協力を依頼。
共済病院を運営する K K R に対し、各病院窓口におけるマイナ保険証利用勧奨、啓発ポスター掲示等の取組を依頼。

次期年金制度改革法案への対応

改正の趣旨

社会保障審議会年金部会での議論を踏まえ令和 7 年通常国会に提出される予定の「次期年金制度改革法案」のうち国共済制度に影響する部分の法令改正に対応（詳細は未定）

- 被用者保険の更なる適用拡大
現行の被用者保険適用基準から、更に適用範囲を拡大
・賃金要件の撤廃、等
- 厚生年金保険制度の見直しへの対応
被用者年金一元化以後は、2 階部分は厚生年金保険法そのものが適用されるが、経過措置としての共済年金については、厚生年金保険制度の見直しを踏まえて経過措置政令等を改正。
・在職老齢年金制度の廃止
・遺族厚生年金の有期年金化、加給年金の見直し
・離婚分割の請求期限延長
- 標準報酬月額の高等級引上げ
厚生年金保険制度の標準報酬月額の高等級に多くの被保険者が集中していることから最高等級が引上げられることに合わせ、国共済制度の退職等年金給付についても同様に改正。